

# 商業登記法入門

神崎満治郎

2015年8月発売/318頁/本体2600円+税  
A5判/並製



編集  
担当者  
から

商業登記制度は、商法・会社法その他の法律で規定する「登記すべき事項」を公示するための制度であり、商業登記の申請は、そうした「登記すべき事項」が発生した場合に、会社等の申請人がそのことを申請書および添付書類によって登記官に立証し、登記簿に記録して公示することを求める手続きといえます。

本書は、商業登記の実務に長年携わってこられた著者が精魂込めて書き上げた、商業登記制度の入門書です。会社法とあわせて商業登記を学びたい方、司法書士試験受験を目指す方、さらには商業登記の実務に就かれている方など、多くの方々に読んでいただき、活用していただける内容になっています。ぜひお手にとってご覧ください。

なお、著者には、小社からの既刊『商業登記・法人登記重要先例集』の編集もしていただいております。本書とあわせてご参照いただければ幸いです。(T)

## Point!

P

商業登記法を通じて、会社法をより深く理解することができます。

### 審論 第5章 株式会社の登記

項本文。ただし、原簿はできない」であるが、監査等委員でない取締役の任期は「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで」である(会社法332条3項・4項)。

#### 3 監査等委員会の職務

監査等委員会は、次に掲げる職務を行う(会社法399条の2第3項)。

- (1) 取締役(会計参与設置会社においては、取締役および会計参与)の職務の執行の監査および監査報告の作成
- (2) 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないこととする議案の内容の決定
- (3) 会社法342条の2第4項および361条6項に規定する監査等委員会の意見の決定

#### 4 監査等委員会の権限

指名委員会等設置会社の監査委員会および各監査委員と同様の権限(取締役の職務執行を監査)を有する(会社法399条の2第4項・399条の3~399条の7)。

### 第2 登記申請手続

監査等委員会設置会社になるには、監査等委員会設置会社として設立する方法と設立後の株式会社が監査等委員会設置会社に移行する方法があるが、その登記申請手続のうち、申請人、登記期間については、指名委員会等設置会社と同じである。

#### 1 登記すべき事項

監査等委員会設置会社の登記においては、設立の場合は、通常の登記事項に加えて次の事項が登記され(会社法911条3項22号)、監査等委員会設置会社へ移行の場合は、次の事項および変更の年月日が登記される。

- (1) 監査等委員会設置会社である旨
- (2) 監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役の氏名
- (3) 取締役のうち社外取締役である者については、社外取締役である旨
- (4) 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨
- (5) その他、次の事項が登記事項になる。

124

### 第11節 監査等委員会設置会社に関する登記

- ① 取締役会設置会社である旨
- ② 会計監査人設置会社である旨
- ③ 会計監査人の氏名または名称

#### 2 添付書類

本店の所在地において監査等委員会設置会社になったことによる変更の登記の申請書の添付書類は、次のとおりである。

- (1) 定款変更の決議をした株主総会議事録(法46条2項)
- (2) 監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役を選任した株主総会議事録(法46条2項)
- (3) 監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役が就任を承諾したことを証する書面および同書面に記載した監査等委員である取締役の氏名および住所についての本人確認証明書(法54条1項、規則61条5項)
- (4) 代理人によって申請する場合は、代表者が登記所に提出している印鑑を押印した委任状(法18条・24条7号)。

#### 3 登録免許税

監査等委員会設置会社への変更による変更の登記の登録免許税額は、申請件数1件につき、本店の所在地において6万円(資本金の額が1億円以下の会社については、4万円)である(登録規程第11の24(1)7~9号)。

#### ◆コピーブレイク◆ 監査等委員会設置会社の意義および制度創設の目的

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社のことであるが、監査等委員会設置会社制度創設の目的は、社外取締役を活用しやすい新たな会社形態を創出し、社外取締役の監督機能を活用して日本企業の実績の改善を図ることである。
- なお、取締役会設置会社および会計監査人設置会社は、会社の規模、公開・非公開の有無にかかわらず、定款に「監査等委員会設置会社である旨」を定め、監査等委員である取締役3人以上(うち社外取締役を2人以上)を置くことにより監査等委員会設置会社になることができる。
- そこで、公開大会社(監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を

125